

第 154回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第154回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和3年5月14日（金）午後1時34分～午後4時04分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター第一会議室

3 議題

午後 1 時 34 分開会

○高橋委員長 154回の審査委員会を開催いたします。

御多忙のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

今月もコロナの関係で、ウェブ会議の方式でございますが、永渕委員は会場においででございますし、飯室委員につきましては電話で参加いただいております。

現在 9 名の委員が御出席でございますので、定足数は充足しております。

では、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 では、資料を確認させていただきます。配付資料は、事前にお送りしているものとして、審議順に令和 2 年審第 18 号、資料 1 - 1、令和 2 年審第 29 号、資料 2 - 1、2 - 2、令和 2 年審第 30 号、資料 3 - 1、令和 2 年審第 24 号、第 25 号、第 26 号、第 27 号、資料 7 - 1 の 12 点と、追加配付資料として令和 2 年審第 18 号、資料 1 - 2 から資料 1 - 18 の 17 点になります。

なお、令和 2 年審第 28 号につきましては、対象弁護士から審議期日の変更の希望がありまして、審査委員会事前事務処理要領に基づいて、審議期日を 6 月 11 日に変更しております。

以上になります。

○高橋委員長 では、本日の議事を確認いたします。

契約弁護士等に対して取る措置についての付議案件は 8 件でございますが、実質は 7 件となります。

審議順は、当事者代理人が出席される令和 2 年第 18 号を先に審議の対象といたします。

それでは、その第 18 号の審議をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 2 年審 18 号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 次の案件ですが、順番が戻りまして、第 29 号の審議をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 2 年審 29 号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 次に、資料 3 の審第 30 号、資料 3 と 3 - 1、事案の説明を、室長、お願いしま

す。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審30号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 今日、委員の先生方のお時間は4時までいただいておりますが、全部はちょっとできそうもありません。それで……

○石塚訟務室長 次の2件が……

○高橋委員長 そうですね。順番をちょっと変えさせていただきまして、令和2年審第26号、資料6、この案件を先にして、後はやれるところまでやるという、そういう順番に代えさせていただきます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審26号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 また戻りまして資料4です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審24号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 次の5ですね。では、説明をお願いします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審25号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 今日はちょっと時間超過いたしました、どうもありがとうございました。

次回のことをお願いします。

○事務局 今後の予定について、次回は6月11日、金曜日、午後1時30分から予定させていただきます。審議いただく案件は、本日の繰越し分1件と新たに4件、継続が1件の合わせて6件になります。よろしく申し上げます。資料につきましては、準備が出来次第、招集通

知と合わせて郵送いたしますので御確認ください。

○高橋委員長 本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時04分閉会